

○総務省令第三百三十二号

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十三号）及び地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十三年政令第二百二号）の施行に伴い、及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年九月二十二日

総務大臣 川端 達夫

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第六号様式の表中「みなし配当の25%相当額の控除額」を「国際戦略総合特別区域及び雇用者の数の増加に係る法人税額の特別控除額」に、<sup>ニ</sup>「①＋②－③－④＋⑤」を「①＋②＋③－④＋⑤」に、<sup>ニ</sup>「所得金額（法人税の明細書（別表4）の(35)）又は個別所得金額（法人税の明細書（別表4）の2付表）の(44)）」を「所得金額（法人税の明細書（別表4）の(37)）又は個別所得金額（法人税の明細書（別表4）の2付表）の(46)）」に、<sup>ニ</sup>「法人税の所得金額（法人税の明細書（別表4）の(44)）又は個別所得金額（法人税の

明細書（別表４の２付表）の（50）」や「法人税の所得金額（法人税の明細書（別表４）の（46））又は個別所得金額（法人税の明細書（別表４の２付表）の（52）」）に於て、同様に記載するところ。」と、「なお、事業税及び地方法人特別税に係る仮決算に基づく中間申告は、その税額が予定申告に係る税額を超えないときに限り行うことができること。」や加えて、同様に記載する中「又は清算所得金額」や同様に記載する中「（別表４）の（35）」や「（別表４）の（37）」と、「（別表４の２付表）の（44）」や「（別表４の２付表）の（46）」と、「仮計（44）」や「仮計（46）」に於て。

第六号様式別表一の表中「みなし配当の25%相当額の控除額」や「国際戦略総合特別区域及び雇業者の数の増加に係る連結法人税額の特別控除額に係る個別帰属額又は国際戦略総合特別区域及び雇業者の数の増加に係る法人税額の特別控除額」と、「（①+②-③）」や「（①+②+③）」と、「完全子会社・非完全子会社」や「特定連結子法人・非特定連結子法人」とに於て、同様に記載する中「の規定により加算された金額（同条第6項又は第7項）や「及び第68条の15の規定により加算された金額（同法第68条の9第6項又は第7項）」と、「部分を除く。）」や「部分を除く。）」及び第42条の11第5項」に於て。

第六号様式別表二の三の表を次のように定める。

第六号様式別表二の三（別紙①）挿入

第六号様式別表二の三記載要領1中「並びにみなし配当金額の一部の還付を受けた額」を削り、「若しくは第15項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（昭和42年政令第114号）附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の政令第9条第2項」を「又は第15項」に改め、「又は第8号様式」を削り、同様式別表二の三記載要領2中「又は第8号様式」を削り、同様式別表二の三記載要領3及び同様式別表二の三記載要領4中「（「みなし配当金額のうち還付を受けた額②」の欄を添く。）」を削る。

第六号様式別表三記載要領1及び同様式別表三記載要領2中「又は第8号様式」を削り、同様式別表三記載要領4(1)中「第9条の7第21項」を「第9条の7第18項」に改め、同様式別表三記載要領4(2)中「第9条の7第30項」を「第9条の7第25項」に改める。

第六号様式別表三の二記載要領1及び同様式別表三の二記載要領2中「又は第8号様式」を削り、同様式別表三の二記載要領5(1)中「第9条の7第21項及び第48条の13第22項」を「第9条の7第18項及び第48条の13第19項」に改め、同様式別表三の二記載要領5(2)中「第9条の7第30項及び第48条の13第31項」を「第9

条の7第25項及び第48条の13第26項」に改める。

第六号様式別表四記載要領2中「又は第8号様式」を削り、同様式別表四記載要領4(2)及び同様式別表四記載要領5(2)中「第9条の7第18項」を「第9条の7第15項」に改める。

第六号様式別表四の二記載要領2中「又は第8号様式」を削る。

第六号様式別表四の二の三記載要領1中「第9条の7第18項」を「第9条の7第15項」に改める。

第六号様式別表四の二の四記載要領1中「第9条の7第21項」を「第9条の7第18項」に改める。

第六号様式別表四の二の五記載要領1中「第9条の7第30項」を「第9条の7第25項」に改める。

第六号様式別表四の二の六記載要領1中「第9条の7第21項及び第48条の13第22項」を「第9条の7第18

項及び第48条の13第19項」に改める。

第六号様式別表四の二の七記載要領1中「第9条の7第30項及び第48条の13第31項」を「第9条の7第25項及び第48条の13第26項」に改める。

第六号様式別表四の三記載要領中、「第7号様式、第8号様式又は第9号様式」を「又は第7号様式」に改める。

第六号様式別表四の四の表中「(他の場合は零とする。)」を「(マイナスの場合は0)」とし、「こえる」を「超える」に改め、同様式別表四の四記載要領1及び同様式別表四の四記載要領2中「、第8号様式又は第9号様式」を削る。

第六号様式別表五の表中「所得金額又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4)の(35)又は法人税の明細書(別表4の2付表)の(44))」を「所得金額又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4)の(37)又は法人税の明細書(別表4の2付表)の(46))」に改め、同様式別表五記載要領1及び同様式別表五記載要領2中「又は第8号様式」を削る。

第六号様式別表五の二記載要領1中「又は第8号様式」を削り、同様式別表五の二記載要領2中「第6号様式⑦⑩+同様式⑦⑪-別表11③⑤」を「第6号様式⑦⑩+同様式⑦⑪-別表11③⑤」とし、「別表5②④-別表11③⑤」を「別表4の(34)」とし、「別表4の2付表の(43)」を「別表4の2付表の(45)」に改める。

第六号様式別表五の二の三の表中「課税標準の特例に係る控除額②⑤」を「課税標準の特例に係る控除額②⑥」に改める。

第六号様式別表六記載要領1中「又は第8号様式」を削り、同様式別表六記載要領2中「第9条第11項」を「第9条第10項の範囲」に改める。

第六号様式別表七記載要領中「又は第8号様式」を削る。

第六号様式別表八の表中「別紙②挿入」を「別紙③挿入」に改める。

第六号様式別表八記載要領中「第8号様式」を「第8号様式」に改め、「又は第8号様式」を削る。

第六号様式別表九記載要領1及び同様式別表九記載要領2並びに同様式別表十記載要領1及び同様式別表十記載要領2中「又は第8号様式」を削る。

第六号様式別表十一の表中「別紙④挿入」を「別紙⑤挿入」に改め、同様式別表十一記載要領1、同様式別表十一記載要領2及び同様式別表十一記載要領3中「又は第8号様式」を削り、同様式別表十一記載要領3(1)中「同条第3項」の下の「若しくは現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第82号）第2条の規定による改正前の法人税法（以下この記載要領において「平成23年旧法人税法」という。）第59条第3項」を加え、同様式別表十一記載

要領3②中「同条第3項」のトに「若しくは平成23年旧法人税法第59条第3項」を加え、同様式別表十一記載要領4⑥中「③①の金額を控除する前の所得③③」及び「②⑧、②⑨又は③③のうち最も少ない金額③⑤」や「③①の金額を控除する前の所得③④」及び「②⑧、②⑨又は③④のうち最も少ない金額③⑥」に改め、同様式別表十一記載要領4⑥を同様式別表十一記載要領4⑦とし、同様式別表十一記載要領4⑤中「③①の金額を控除した後の所得③②」及び「②⑧、③①又は③②のうち最も少ない金額③④」や「③①の金額を控除した後の所得③③」及び「②⑧、③②又は③③のうち最も少ない金額③⑤」に改め、同様式別表十一記載要領4⑤を同様式別表十一記載要領4⑥とし、同様式別表十一記載要領4④の次に次の記載要領を加える。

- (5) 「適用年度終了の時ににおける資本金等の額③①」の欄 平成23年4月1日以後に開始する事業年度において法人税法第59条第3項の規定の適用を受ける法人

第六号様式別表十一記載要領5中「②⑧、③①又は③②のうち最も少ない金額③④」及び「②⑧、②⑨又は③③のうち最も少ない金額③⑤」や「②⑧、③②又は③③のうち最も少ない金額③⑤」及び「②⑧、②⑨又は③④のうち最も少ない金額③⑥」に改め、「第59条第3項」のトに「又は平成23年旧法人税法第59条第3項」を挿入、「まつ消」を「抹消」に改める。

第六号様式別表十三の表中「特定資本関係前控除未済欠損金額等」を「支配関係前控除未済欠損金額等」に改める。

第六号様式別表十四の表中「又は清算所得金額」を削り、同様式別表十四記載要領1中「、第8号様式又は第9号様式」を削る。

第八号様式及び第九号様式を次のように改める。

第八号様式及び第九号様式 削除

第九号の二様式記載要領1中「若しくは同条第41項」を「又は同条第41項」と改め、「又は平成22年9月30日以前に解散（合併による解散を除く。）をした法人が支払を受ける利子等について課された利子割額がある場合において、その利子割額を地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第53条第31項の規定により法人税割額から控除しようとするとき、同条第45項の規定により充当しようとするとき若しくは同条第46項の規定により還付を受けようとするとき」及び「、第8号様式又は第9号様式」を削り、「同様式記載要領2中「、第8号様式又は第9号様式」を削る」。

第十号様式の表を次のように改める。

第十号様式（別紙⑥・別紙⑦）挿入

第十号様式記載要領1中「、第7号様式」を「又は第7号様式」に改め、「、第8号様式又は第9号様式」を削り、同様式記載要領2中「、第7号様式、第8号様式又は第9号様式」を「又は第7号様式」に改め、同様式記載要領3中「当期中の残余財産の一部の分配又は引渡しの額のうち清算所得に相当する部分の金額に係る法人税相当額⑦」を「退職年金等積立金に係る法人税額⑤」に、「差引計⑧」を「差引計⑥」に改め、同様式記載要領8中「⑫の欄」を「⑩の欄」に、「分割課税標準額⑮」を「分割課税標準額⑲」に、「差引計⑧」を「差引計⑥」に改める。

第十号様式別表の表中「（第10号様式の⑰）」を「（第10号様式の⑱）」に改める。

第十号の三様式記載要領5及び第十号の四様式記載要領5中「第2条第12号の7の4」を「第2条第12号の7の3」に改める。

第十三号様式記載要領3中「承認」を「指定」に改める。

第二十号様式の表中「みなし配当の25%相当額の控除額」を「国際戦略総合特別区域及び雇用者の数の増加に係る法人税額の特別控除額」に、「①+②-③-④+⑤」を「①+②+③-④+⑤」に改める。

第二十号様式別表一の表中「みなし配当の25%相当額の控除額」や「国際戦略総合特別区域及び雇業者の数の増加に係る連結法人税額の特別控除額に係る個別帰属額又は国際戦略総合特別区域及び雇業者の数の増加に係る法人税額の特別控除額」及び「(①+②-③)」や「(①+②+③)」及び「完全子会社・非完全子会社」や「特定連結子法人・非特定連結子法人」並びに「同様式別表一記載要領4中「の規定により加算された金額(同条第6項又は第7項)及び第68条の15の規定により加算された金額(同法第68条の9第6項又は第7項)及び「部分を除く。)」及び第42条の11第5項」並びに「第二十号様式別表二の三を次のように改める。」

**第二十号様式別表二の三 (別紙⑧) 挿入**

第二十号様式別表二の三記載要領1中「並びにみなし配当金額の一部の還付を受けた額」を「若しくは第15項又は地方税法施行令の一部を改正する政令(昭和42年政令第114号)附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の政令第9条第2項」及び「又は第15項」並びに「又は第21号様式」を削り、同様式別表二の三記載要領2中「又は第21号様式」を削り、同様式別表二の三記載要領3及び同様式別表二の三記載要領4中「(「みなし配当金額のうち還付を受けた額②」の欄を除く

。）」を削る。

第二十号様式別表三記載要領1及び同様式別表三記載要領2中「又は第21号様式」を削り、同様式別表三記載要領4(1)中「第48条の13第22項」を「第48条の13第19項」に改め、同様式別表三記載要領4(2)中「第48条の13第31項」を「第48条の13第26項」に改める。

第二十号様式別表四記載要領2中「又は第21号様式」を削り、同様式別表四記載要領4(2)及び同様式別表四記載要領5(2)中「第48条の13第19項」を「第48条の13第16項」に改める。

第二十号様式別表四の二記載要領2中「又は第21号様式」を削る。

第二十号様式別表四の二の三記載要領1中「第48条の13第19項」を「第48条の13第16項」に改める。

第二十号様式別表四の二の四記載要領1中「第48条の13第22項」を「第48条の13第19項」に改める。

第二十号様式別表四の二の五記載要領1中「第48条の13第31項」を「第48条の13第26項」に改める。

第二十号様式別表四の三記載要領中「、第21号様式、第22号様式」を削る。

第二十一号様式及び第二十二号様式を次のように改める。

第二十一号様式及び第二十二号様式 削除

第二十二号の二様式の表中「みなし配当の25%相当額の控除額 ③」を「国際業務総合特別区域及び雇  
者の数の増加に係る法人税額の特別控除額 ③」に改め、「別紙⑨挿入」を削り、「差引計①+②-③-  
④+⑤+⑥+⑦ ⑧」を「差引計①+②+③-④+⑤ ⑥」に改め、同様式記載要領1及び同様式記載要領  
2中「、第20号の2様式、第21号様式又は第22号様式」を「又は第20号の2様式」に改め、同様式記載要領  
3中「当期中の残余財産の一部の分配又は引渡しの額のうち清算所得に相当する部分の金額に係る法人税相  
当額⑦」を「退職年金等積立金に係る法人税額⑤」及び「差引計⑧」を「差引計⑥」に改め、同様式記載要  
領5中「差引計⑧」を「差引計⑥」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

第二条 平成二十二年九月三十日以前に解散（合併による解散を除く。次項において同じ。）が行われた場  
合における各事業年度分の法人の道府県民税及び市町村民税に係るこの省令による改正前の地方税法施行

規則（次項において「旧規則」という。）第八号様式、第九号様式、第二十一号様式及び第二十二号様式については、なお従前の例による。

2 法人の平成二十二年九月三十日以前の解散による清算所得に対する事業税（清算所得に対する法人の事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。）に係る旧規則第八号様式及び第九号様式については、なお従前の例による。